

○厚生労働省令第百五十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百二十一号を第四百二十三号とし、第三百八号から第四百二十号までを二号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百九 ピロール

別表第一中第三百六号を第三百七号とし、第四十三号から第三百五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三 イソキノリン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。